

神経変性疾患に関する調査研究対象8疾患の重症度一覧表

●48. パーキンソン病、50. 進行性核上性麻痺、119. 大脳皮質基底核変性症 Hoehn-Yahr の重症度

- | |
|-------------------------------------|
| I. 片方の手足だけに振戦、強剛がみられる |
| II. 両方の手足に振戦、強剛がみられる |
| III. 歩行が小刻みになり、動作がゆっくりになる |
| IV. どうにか歩けるが、転びやすく自分で姿勢を立て直すのが難しくなる |
| V. ひとりでは歩けず、車椅子が必要となる |

●44. 筋萎縮性側索硬化症、45. 脊髄性進行性筋萎縮症、46. 球脊髄性筋萎縮症 臨床調査個人票重症度分類

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 1. | 家事、就労はおおむね可能 |
| 2. | 家事・就労は困難だが、日常生活(身の回りのこと)はおおむね自立 |
| 3. | 自力で食事、排泄、移動のいずれか一つ以上ができず、日常生活に介助を要する |
| 4. | 呼吸困難・痰の咯出困難、あるいは嚥下障害がある |
| 5. | 気管切開、経口の栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)、人工呼吸 |

●49. ハンチントン病

臨床調査個人票日常生活自立度判定基準

障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、坐位を保つ 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗する
	ランク C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうたない

痴呆性老人の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との応対など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる。火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

●47. 脊髄空洞症

臨床調査個人票重症度基準

Stage 1	日常生活・就労に支障はない。
Stage 2	神経症状はあるが、日常生活・就労は可能である。
Stage 3	神経症状があり、日常生活・就労が制限される。
Stage 4	神経症状があり、就労は不可能であり、日常生活にも介助を要する。
Stage 5	日常生活は全介助で車椅子又はベット上の生活を強いられる。